

令和4年12月議会

議案説明資料

議案第179号

令和4年度福岡市一般会計補正予算案（第5号） . . . 1頁

議案第206号

福岡市立背振少年自然の家等に係る指定管理者の指定について . . . 7頁

こども未来局

議案第179号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第5号)[こども未来局所管分]

1 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
18 5 21	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	1目 こども育成総務費	4,456,400	△ 34,385	4,422,015	-	-
	2目 こども育成支援費	117,617,810	28,185	117,645,995	-	-
	3目 こども総合相談 センター費	1,499,307	12,358	1,511,665	-	-
	4目 母子保健費	3,319,377	2,494,629	5,814,006	2,102,337	-
	その他の科目	23,417	-	23,417	-	-
	計	126,916,311	2,500,787	129,417,098	2,102,337	-

の財源内訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
604	604	△ 34,989	一般職職員給与費等の減額 △ 34,385 千円 〔 関連歳入 (25) 諸収入 604 千円 健康保険料 △ 1,037 千円 雇用保険料収入 140 千円 厚生年金保険料収入 1,501 千円 〕
-	-	28,185	1. 教育・保育経費の追加 4,186 千円 ・公立保育所事務費 公立保育所の光熱費の増 2. 児童養護施設等の追加 12,351 千円 ・児童養護施設等 光熱費・食材料費高騰の影響を受けている児童養護施設等への支援 3. 障がい児支援の追加 11,648 千円 ・障がい児施設給付費等 光熱費・食材料費高騰の影響を受けている障がい児福祉サービス事業所等への支援
-	-	12,358	総合相談経費の追加 12,358 千円 ・管理運営費 こども総合相談センターの光熱費の増
-	2,102,337	392,292	母子保健費の追加 2,494,629 千円 ・出産・子育て応援事業 妊娠から出産・子育てまでの相談支援と経済的支援を実施 〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 1,710,046 千円 母子保健費補助金 (20) 県支出金 392,291 千円 母子保健費補助金 〕
-	-	-	
604	2,102,941	397,846	

2 繰越明許費補正

予算案 説明書 ページ	番号	款	項	目	事業名
192 、 193	1	3款 こども育成費	1項 こども育成費	2目 こども育成支援費	ひとり親家庭支援 センター運営経費
	2	3款 こども育成費	1項 こども育成費	4目 母子保健費	出産・子育て応援事業

関係予算額	繰越額	繰越事由
千円 87,605	千円 20,538	工期の都合等により、年度内に完了しないため
2,494,629	2,494,629	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため

物価高騰対策支援事業について

1 概要

光熱費等の物価高騰の影響を受けている児童養護施設、障がい児福祉サービス事業所等に対し、県と同額の支援金を支給するもの。

2 支援額

児童養護施設、乳児院、障がい児福祉サービス事業所等

①入所施設等

定員1人当たり30,000円

②通所事業所

定員1人当たり6,000円

ただし、定員8人以下の事業所は一律50,000円

③相談支援事業所等

1事業所当たり50,000円

④里親

委託児童1人当たり30,000円

【参考：9月補正】

①入所施設等

1施設当たり50,000円に、定員1人当たり5,000円を加算

②通所事業所

1事業所当たり25,000円に、定員1人当たり2,500円を加算

ただし、定員10人以下の事業所は一律25,000円を加算

③相談支援事業所等

1事業所当たり50,000円

④里親

1世帯当たり3,000円

出産・子育て応援事業について

1 概要

安心して出産・子育てができる環境整備を目的として、妊娠から出産・子育てまでの相談支援と経済的支援とを一体として実施するもの。

2 支給対象者

令和4年4月以降に出産した人

3 支給時期・支給額

(1) 妊娠届出時の面談実施後 5万円

(2) 産後の乳児家庭全戸訪問での面談実施後 5万円

※事業開始時にすでに出産している場合は、遡って上記合計額を支給

4 支給方法

- ・妊娠届出時及び乳児家庭全戸訪問時等に保健師等による面談を実施後、案内及び申請書を交付
- ・申請に基づき、指定された口座へ現金振込

5 スケジュール

令和5年1月 申請書類の受付開始

令和5年2月下旬 給付金初回振込予定

議案第 206 号

福岡市立背振少年自然の家等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家を管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家

(2) 指定管理者に指定する者

あゆみらい福岡市自然の家共同事業体

〔 代表者 麻生教育サービス株式会社
福岡総合ビル管理事業協同組合 〕

(3) 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

- ア 宿泊を伴う集団生活に関する事業、自然に親しむ学習活動に関する事業
その他施設において実施する事業に関する業務
- イ 施設利用の許可及び制限に関する業務
- ウ 施設における行為の制限に関する業務
- エ 施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(2) 主な応募資格

- ア 市内に事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等を代表とする共同事業体であって、福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家を一括して管理することができるものであること。
- イ 法人税等の滞納がないこと。
- ウ 法人等又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

(3) 応募者

1 団体から応募があった。

〔 あゆみらい福岡市自然の家共同事業体（指定管理者の候補者） 〕

(4) 背振少年自然の家等に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員 5 名（外部委員 4 名、市職員（小学校校長） 1 名）

西南学院大学 教授	中 村 奈良江
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 夜須高原少年自然の家 所長	松 井 和 彦
公認会計士	谷 川 公 一
特定非営利活動法人 子ども文化コミュニティ プロデューサー	高 宮 由美子
福岡市立小学校長会 副会長 (福岡市立今宿小学校 校長)	河 野 文 彦

(5) 募集・選定経過

- ア 募集要項の内容等の審議（第 1 回 指定管理者選定・評価委員会）
令和 4 年 6 月 9 日
- イ 募集要項配布
令和 4 年 6 月 30 日から同年 8 月 31 日まで
- ウ 応募書類の受付
令和 4 年 8 月 24 日から同年 8 月 31 日まで
- エ ヒアリング（第 2 回 指定管理者選定・評価委員会）
令和 4 年 10 月 6 日

(6) 委託料の上限額

令和 5 年度 344,848 千円

4 選定結果

(1) 評価基準

評価基準	主な審査の視点	配点
I 市民の正当かつ公平な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針 ○管理運営に対する理念・意欲 	10
II 施設の管理を的確に遂行するために必要な能力及び経済的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営の実施体制 (共同事業体においては管理責任体制を含む) ○管理運営を適切に行う人員配置、人材育成 ○施設の適切な維持管理 (施設・設備等の維持管理の考え方、類似施設の運営実績など) ○事故等の防止など安全対策、事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制 ○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護に関する取組 ○管理運営を維持できる安定的な経営基盤 	45
III 施設の効用の十分な発揮及び管理に要する経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施計画 (管理の基準に定める事業の確実な実施、効果的な事業の提案など) ○提案内容の実行可能性 ○学校利用に対する配慮 (基本的な考え方、利用調整、トラブル防止など) ○利用者に対するサービスの向上 (施設利用に係る利用者視点の取組など) ○利用団体増の方策 (団体種別に応じた利用促進の取組みなど) ○経費節減の取組 ○収支計画の妥当性 	35
IV 市施策への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ○市の施策に寄与する取組 ○地場中小企業の活性化 	10
合 計		100

※配点の合計 100 点満点中、60 点を指定管理者の候補者とするための最低制限基準とする。最低制限基準を満たさない場合は選定しない。

※現管理者については、インセンティブ・ペナルティ制度に基づき、別途+3 点を付与する。

(2) 指定管理者選定・評価委員会による採点結果

あゆみらい福岡市自然の家共同事業体（指定管理者の候補者）

評価基準	計
I 市民の正当かつ公平な利用の確保	8.8/10点
II 施設の管理を的確に運営するために必要な能力及び経済的基礎	38.0/45点
III 施設の効用の十分な発揮及び管理に要する経費の縮減	29.2/35点
IV 市施策への寄与	8.0/10点
小計	84.0/100点
調整（現管理者への加減点）（注）	3点
計	87.0点

（注）現管理者には、インセンティブ・ペナルティ制度に基づき＋3点を付与。

(3) 講評

『あゆみらい福岡市自然の家共同事業体』は、管理運営における基本理念や活動理念が明確であり、施設の管理を的確に遂行するために必要な能力が高い。

また、一部広報等について工夫の余地があるとされたものの、施設の特徴を踏まえ、かつ学校利用に対する配慮の行き届いた、具体的な事業計画の提案がなされており、実行可能性が高い。

さらに、管理運営を維持する経済的基盤について、安定的な管理運営が期待できる。

(4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する指定管理者選定・評価委員会の評価及び講評を踏まえ、『あゆみらい福岡市自然の家共同事業体』を指定管理者の候補者として決定した。

【参考資料】福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家の概要

1 根拠 福岡市立背振少年自然の家条例及び福岡市海の中道青少年海の家条例

2 目的 自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る。

3 所在地

福岡市立背振少年自然の家	福岡市早良区大字板屋 530 番地
海の中道青少年海の家	福岡市東区西戸崎（国営海の中道海浜公園内）

4 設置日

福岡市立背振少年自然の家	昭和 59 年 7 月 21 日
海の中道青少年海の家	平成元年 7 月 29 日

5 主な対象者 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒の団体 等

6 休所日等

福岡市立背振少年自然の家	主な休所日：12 月から 3 月までの月曜日 入退所時間：午前 9 時から午後 5 時まで
海の中道青少年海の家	主な休所日：2 月の第 1 月曜日及びその翌日 入退所時間：午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

7 管理運営 平成 27 年度から指定管理者制度を導入

8 施設の概要

福岡市立背振少年自然の家	鉄筋コンクリート造 3 階建（宿泊棟） 敷地面積 189,107 m ² 延床面積 6,544 m ²	ほか
海の中道青少年海の家	鉄筋コンクリート造平家建（本館棟） 敷地面積 65,463 m ² 延床面積 6,715 m ²	ほか

9 事業内容

- (1) 宿泊を伴う集団生活に関すること。
- (2) 自然観察、自然探究その他自然に親しむ学習活動に関すること。
- (3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。
- (4) これらのほか、自然の家の設置の目的達成のために必要な事業。

10 利用状況

単位：人

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
背振少年自然の家	30,701	28,156	25,622	4,751	11,220
海の中道青少年海の家	69,780	60,343	59,799	5,693	19,481

11 令和 3 年度委託料（指定管理料）決算額 330,538 千円